

# 一般財団法人 大阪建築防災センター 構造計算適合性判定(任意)業務約款

## (総則)

- 第1条 一般財団法人大阪建築防災センター構造計算適合性判定(任意)業務規程(以下「任意規程」という。)第1条に規定する任意判定を依頼する者(以下「甲」という。)及び一般財団法人大阪建築防災センター(以下「乙」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知(技術的助言)並びに大阪府知事が定める基準を遵守し、この約款及び任意規程に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。
- 2 この契約は、甲が乙に構造計算適合性判定(任意)依頼書(以下「任意判定依頼書」という。)の提出後、乙が甲に構造計算適合性判定(任意)受諾書(以下「任意判定受諾書」という。)を交付した日をもって、締結がなされたものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、任意判定受諾書に定められた建築物の計画に係る任意判定の業務を行い、甲に対し、構造計算適合性判定(任意)結果通知書(以下「任意判定結果通知書」という。)を、次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに交付しなければならない。
- 4 乙は、甲から任意判定の結果及び方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、任意規程に基づき算定され、任意判定受諾書に記載された額の手数料(以下「任意判定手数料」という。)を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
- 6 任意判定業務に伴う図書又は書類の送付に要する費用は、送付者の負担とする。ただし、乙がやむを得ないと認めた場合は乙の負担とすることができる。
- 7 この契約に係る請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、任意規程に特別に定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。この場合、「構造計算適合性判定(任意)」を「任意判定」と略すことができる。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる。

## (業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、この契約の締結日から14日目の日とする。
- 2 乙が甲に第1項の日までに構造計算適合性判定(任意)が期間内にできない旨の通知書を交付した場合、乙の業務期日を当該通知書に記載された期間に相当する日数分延期する。
- 3 乙が甲に第4条の規定に基づき構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定(任意)することができない旨の通知書を送付した日の翌日から乙が正式な追加説明書等の提出を受けて受理した日までの期間は、前二項の期間に含めないものとする。
- 4 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力により、第1項及び前項に定める業務期日までに前条第4項の任意判定結果通知書を交付することができない場合は、甲に対して、その理由を明示のうえ、必要と認められる日数分業務期日の延期をすることができる。
- 5 第2項からの第4項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

### **(支払期日)**

第3条 乙は、任意判定受諾書を交付した後、速やかに任意判定手数料の請求書を甲に送付するものとし、甲の支払い期日は、乙の請求の日から10日を経過する日とする。ただし、甲又は甲の指定する支払者が乙と別に構造計算適合性判定業務基本契約書(以下「業務基本契約書」という。)を締結している場合で、任意判定手数料の支払いが業務基本契約書の締結者による場合は、業務基本契約書に記載の判定手数料の請求及び支払の方法によることができる。

2 乙は、甲が前項の期日までに任意判定手数料を支払わないときは、甲に対し、任意判定手数料額に年14.6%の割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額を遅延損害金として請求することができる。

3 甲は、任意判定手数料を乙の指定した金融機関の口座に振り込むこととする。

### **(甲の義務)**

第4条 甲は、乙から任意判定用提出図書等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

2 乙が任意判定に係る審査の実施において、当該任意判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定(任意)することができない旨の通知書により、甲に対してその旨及びその理由を通知したときは、甲は、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。

3 甲は、構造計算適合性判定(任意)の求めの取り下げ届(以下「取り下げ届」という。)を乙に提出した場合は、建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)に通知するものとし、併せて建築主事等と協議しなければならない。

4 甲は、前各項の場合において、建築主事等の協力を得よう努めるものとする。

### **(乙の債務不履行責任)**

第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

### **(甲の債務不履行責任)**

第6条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

### **(判定の結果に対する乙の責任)**

第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、任意判定結果通知書の交付を受けた後において任意判定の判断に誤りが発見されたときは、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

(1)建築主事等が法第18条の3第1項に基づく確認審査等に関する指針に定める確認審査に関する指針に準じて審査を行わなかったことその他建築主事等の責めに帰すべき事由

(2)任意判定業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと

(3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由

2 前項の請求は、任意判定結果通知書の交付の日から5年以内に行わなければならない。

3 甲は、任意判定結果通知書の交付の際に判定の誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を任意判定結果通知書の交付の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の請求額の上限を任意判定手数料の10倍までとする。

#### (甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに任意判定結果通知書の交付をしないとき。

(2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。

(3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が任意判定結果通知書の交付をするまでの間、いつでも乙に書面をもって判定の求めを取り下げる旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、任意判定手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、任意判定手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該任意判定手数料が未だ支払われていないときはこれを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1)甲がその責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。

(2) 前号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。

2 前項の契約解除の場合、乙は、任意判定手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

**(秘密保持)**

第 10 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。ただし、任意判定に係る対象建築物の建設地の特定行政庁、建築主事等から任意判定の結果及び方法について疑義等があるとして説明を求められた場合はこの限りではない。

**(別途協議)**

第 11 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

**(準拠法と紛争の解決)**

第 12 条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。

2 この契約に関する一切の紛争に関しては、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

**(附則)**

この約款は、平成 21 年 1 月 25 日から施行する。

この約款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この約款は、平成 25 年 1 月 2 日から施行する。